

鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）

1 目的

この要領は、建設副産物の再生利用の促進のために、公共工事における建設副産物の再資源化施設等への搬出と再生資源の利用に関する基準を示し、公共工事の円滑な施工の確保と資源の有効な利用の促進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

鹿児島県土木部が発注する公共工事に適用する。

3 建設副産物処理の基本的な考え方

建設副産物の適正な処理のため、次の順序により処理を行うものとする。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。（排出抑制）
- (2) 建設副産物のうち、再使用ができるものについては、再使用に努めること。（再使用）
なお、建設副産物のうち、再使用がされないものであって、再生利用をすることができるものについては、再生利用に努めること。（再生利用）
- (3) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは、熱回収に努めること。
なお、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされなものであって熱回収ができるものについては、熱回収を行うこと。（熱回収）
- (4) 建設副産物のうち、循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。
なお、処分に当たっては、縮減できるものについては、縮減すること。（縮減）

4 用語の定義

この要領に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「指定副産物」とは、公共工事に伴い副次的に得られた土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をいう。
- (3) 「建設汚泥」とは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。
- (4) 「建設発生土」とは、公共工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (5) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (6) 「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。
- (7) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (8) 「特定建設資材廃棄物」とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材をいう。
- (9) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること。（修理を行ってこれを使用することを含む。）
 - イ 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (10) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材または原材料として利用することをいう。
- (11) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの、またはその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (12) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (13) 「対象建設工事」とは、建設リサイクル法で定める一定規模以上の工事をいう。

5 再生資源活用のための方策

再生資源の利用の促進を図るため、建設副産物の基本的な考え方に基づき、以下の方策を講じることとする。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

公共工事の発注に際しては、可能な限り指定副産物を再生資源として利用することを促進すること。

なお、この場合、再資源化施設の受入条件等を勘案し、分別ならびに破碎または切断を行ったうえで、再資源化施設に搬出すること。

(2) 建設汚泥の工事現場からの搬出

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下のア～ウのいずれかの方法をとること。

ア 建設汚泥処理土として再生利用させるため、外の建設工事現場に搬出する。(搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る。)

イ 他の工事現場にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する。

ウ 製品化させる(建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる)ため、再資源化施設に搬出する。

(3) 再生資材等の利用

公共工事の発注に際しては、可能な限り再生資材等を利用するよう努めること。

また、各事業執行機関における再生資材等の利用の促進を図るため、発注者間の情報交換を密にすること。

(4) 設計図書等における条件明示の方法

再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し、契約事項とする。

(5) 設計、積算上の取扱い

設計に当たっては、建設副産物の発生を抑制する施工方法又は資材の選択に努め、品質等に配慮しつつ、可能な限り再生資源を利用することに努めるものとする。

積算に当たっては、必要な費用を計上するものとする。特に、工事現場から再資源化施設等までの運搬費及び再資源化施設の受け入れに要する費用を適正に計上する。

(6) 施工計画書等における取扱い

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、全ての工事において数量の大小にかかわらず、施工計画書に含めて提出させること。また、その実施書についても提出させること。この場合、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の利用を推奨する。

(7) 品質の管理

再生資材について、品質等が適正なものであるか十分注意を払う必要があることから、原則として、公的機関((財)鹿児島県建設技術センター等)での検査により、品質の確認を行ったものを使用すること。

品質等について適正な品質が確保されておらず、新材、購入土を使用せざるを得ない場合は、設計変更により対応すること。

(8) 地域振興局建設部等の対応について

再生資源の利用及び建設副産物の搬出に当たっては、周辺の再資源化施設の状況を把握し、所要の品質を持った再生資源を生産する施設を利用するよう請負者を指導すること。

6 その他

この実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」の運用について

「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」の運用については、下記により実施するものとする。この場合、経済性にかかわらず実施する。

1 指定副産物の工事現場からの搬出

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

公共工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

(2) 建設発生木材（伐採木、除根材を含む）

公共工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下のア及びイとともに満たす場合は、再資源化施設への搬出に代えて縮減（焼却）する施設への搬出とすることができる。

ア 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車輛が通行する道路が整備されていない場合。

イ 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用より低い場合

(3) 建設発生土

建設発生土は可能な限り当該工事現場内での利用に努めることとするが、やむを得ず流用をする場合は、原則として、50kmの範囲内の他の公共工事へ搬出する。また、各地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合は、その調整結果を優先すること。

なお、他の公共工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、市町村有地等のストックヤードもしくは土砂処分場に搬出すること。

民間工事等へ搬出する場合は、事業主務課と協議すること。

2 建設汚泥の工事現場からの搬出

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として実施要領のア～ウのいずれかの方法をとること。

また、再生利用の促進に当たっては、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及びその実施要領について（通知）」（平成18年8月22日付け）によること。

ただし、ア、ウにおいて工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、イにおいて再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

なお、ア、イにおいては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

3 再生資材等の利用

(1) 再生骨材等の利用

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材を利用する。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

(2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

(3) 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土又は建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場又は当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の公共工事若しくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土若しくは建設汚泥処理土を利用する。

また、各地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合はその調整結果を優先すること。

4 設計図書等における条件明示の方法

[記載例]

第〇条 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量 △%密粒再生	使用箇所
再生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)	RC-40 (30)	使用箇所

※使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第〇条 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用

盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土（又は購入土、建設汚泥処理土）を利用するものとする。

第〇条 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

公共工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。

第〇条 指定副産物の搬出

公共工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L = 10.0km

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りではない。

②受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

③その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

第〇条 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

①処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現場内	脱水・乾燥	第〇種処理土	路体盛土材

②「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指標等	試験回数
品質基準	コーン指数	〇回
生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）	〇回
	特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）	〇回

第〇条 建設汚泥の搬出

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設（又は管理型最終処分場）に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
建設汚泥	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野町	L = 10.0km

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りではない。

②受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

エコパークかごしま：00時00分～00時00分

③その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

第〇条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 毎 の 作 業 内 容 ・ 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
アスファルト	△△処分場	△△市△△町	L = 10.0km

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

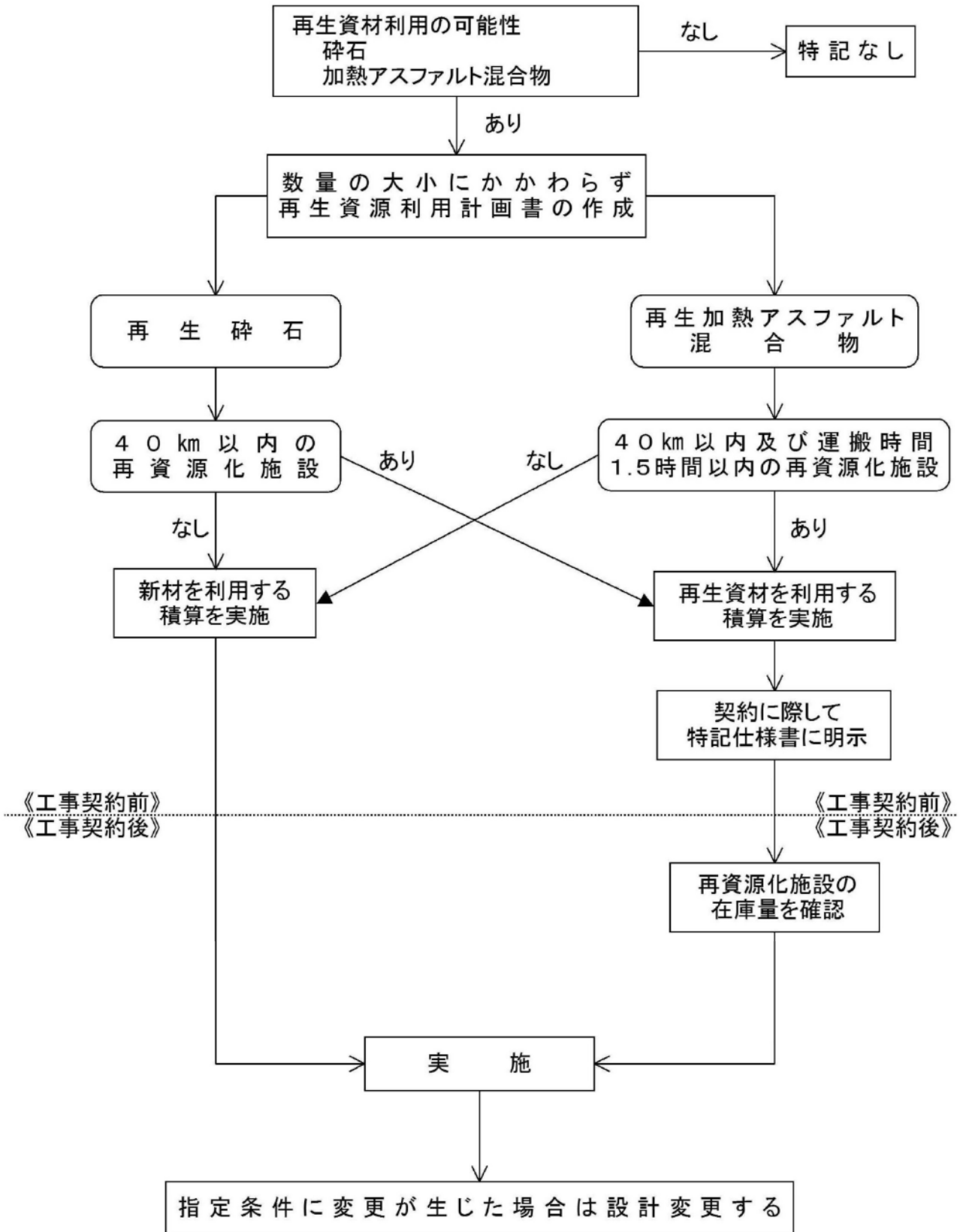
△△処分場：00時00分～00時00分

④その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

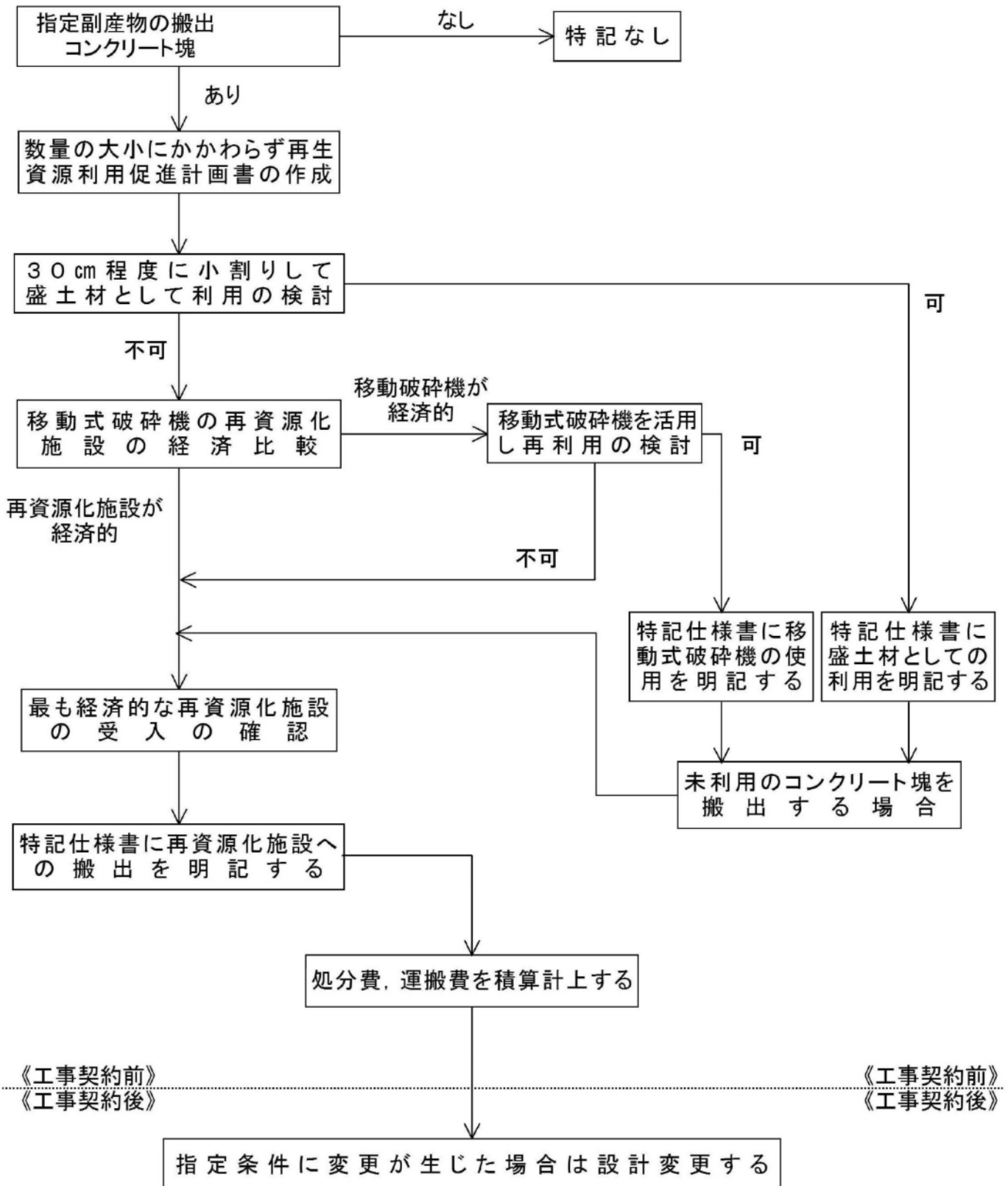
公共工事における再生資源活用のフロー (1/7)

【 再生資材の利用 】

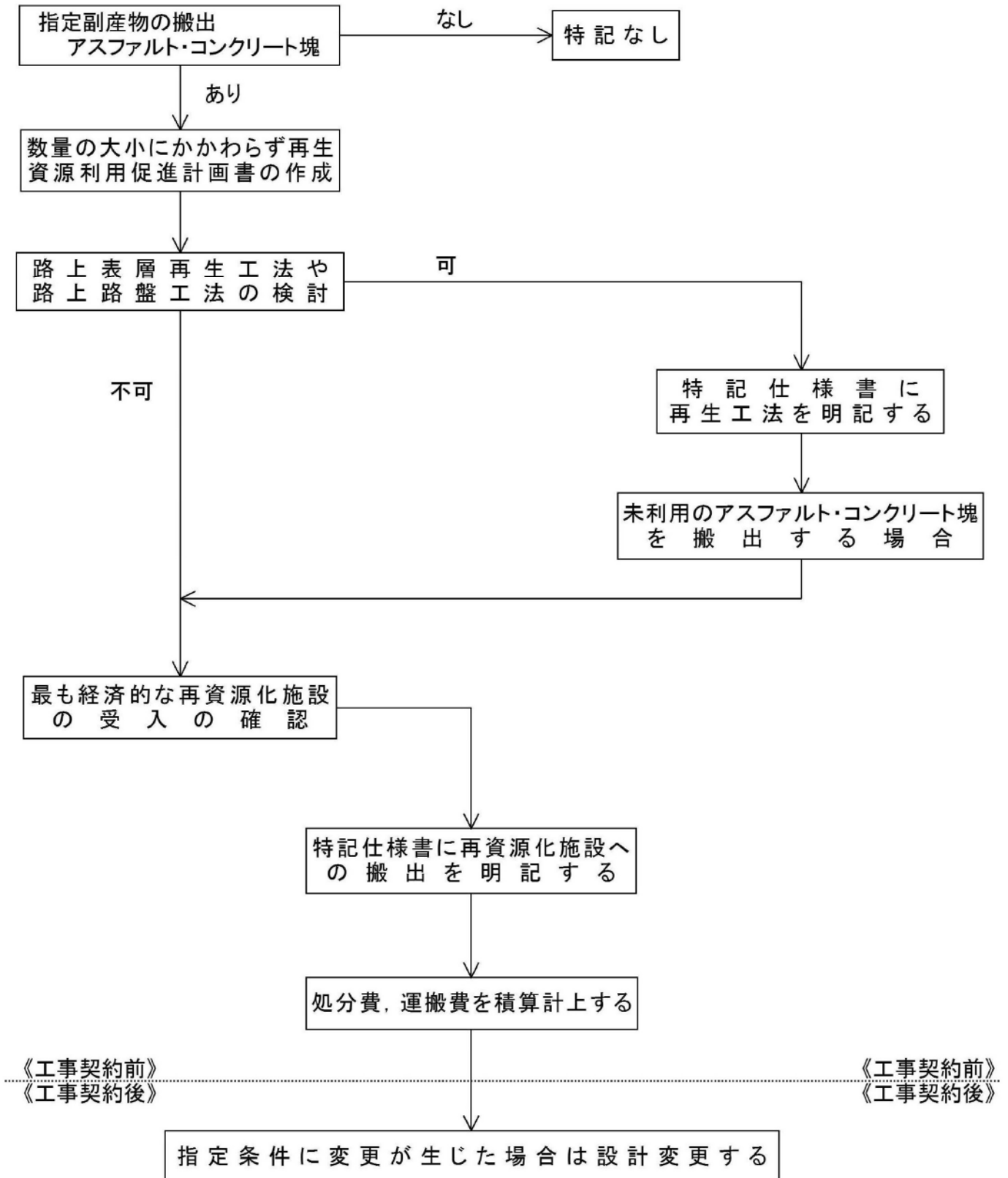


公共工事における再生資源活用のフロー (2/7)

【 コンクリート塊 】

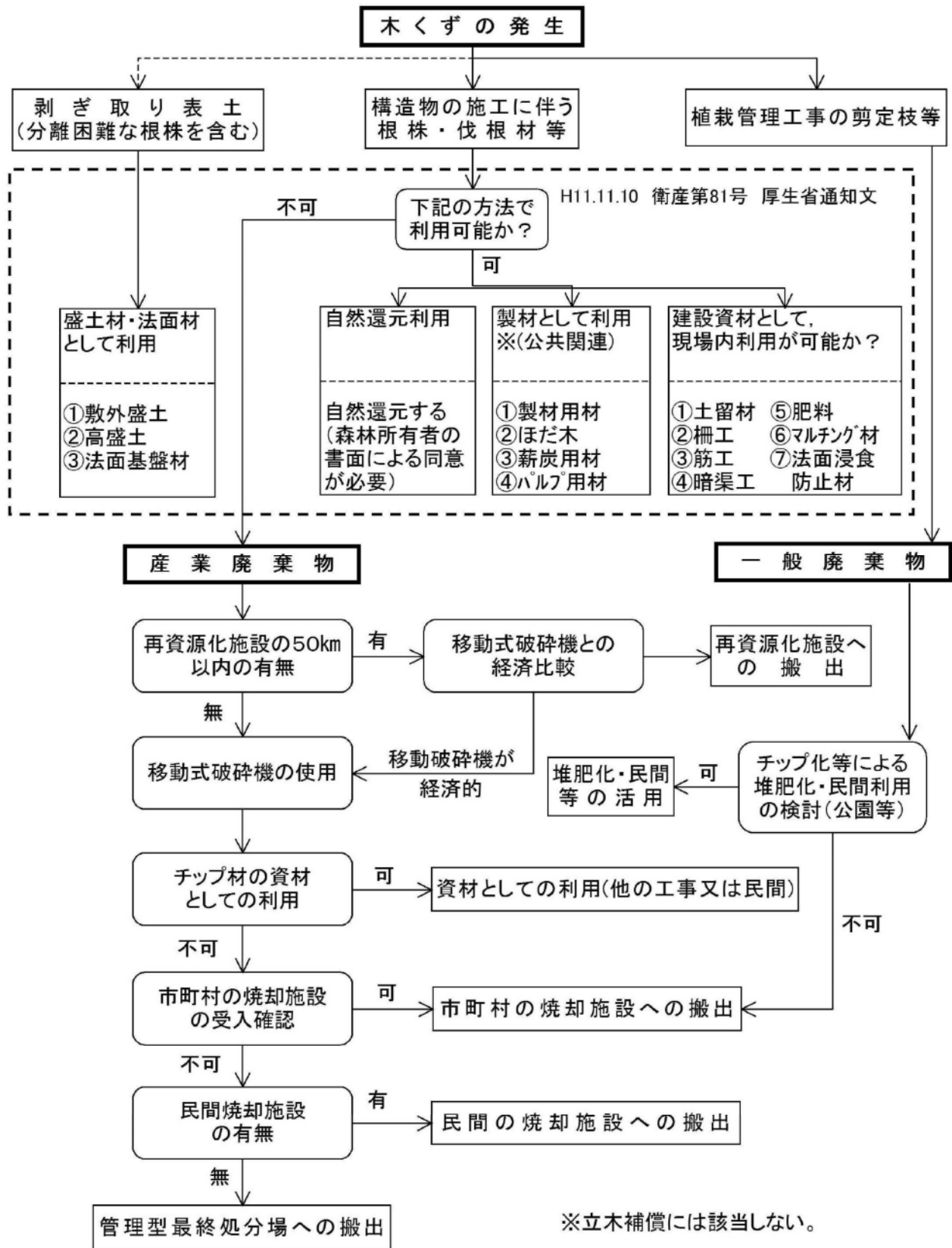


公共工事における再生資源活用のフロー (3/7)
【 アスファルト・コンクリート塊 】



公共工事における再生資源活用のフロー (4/7)

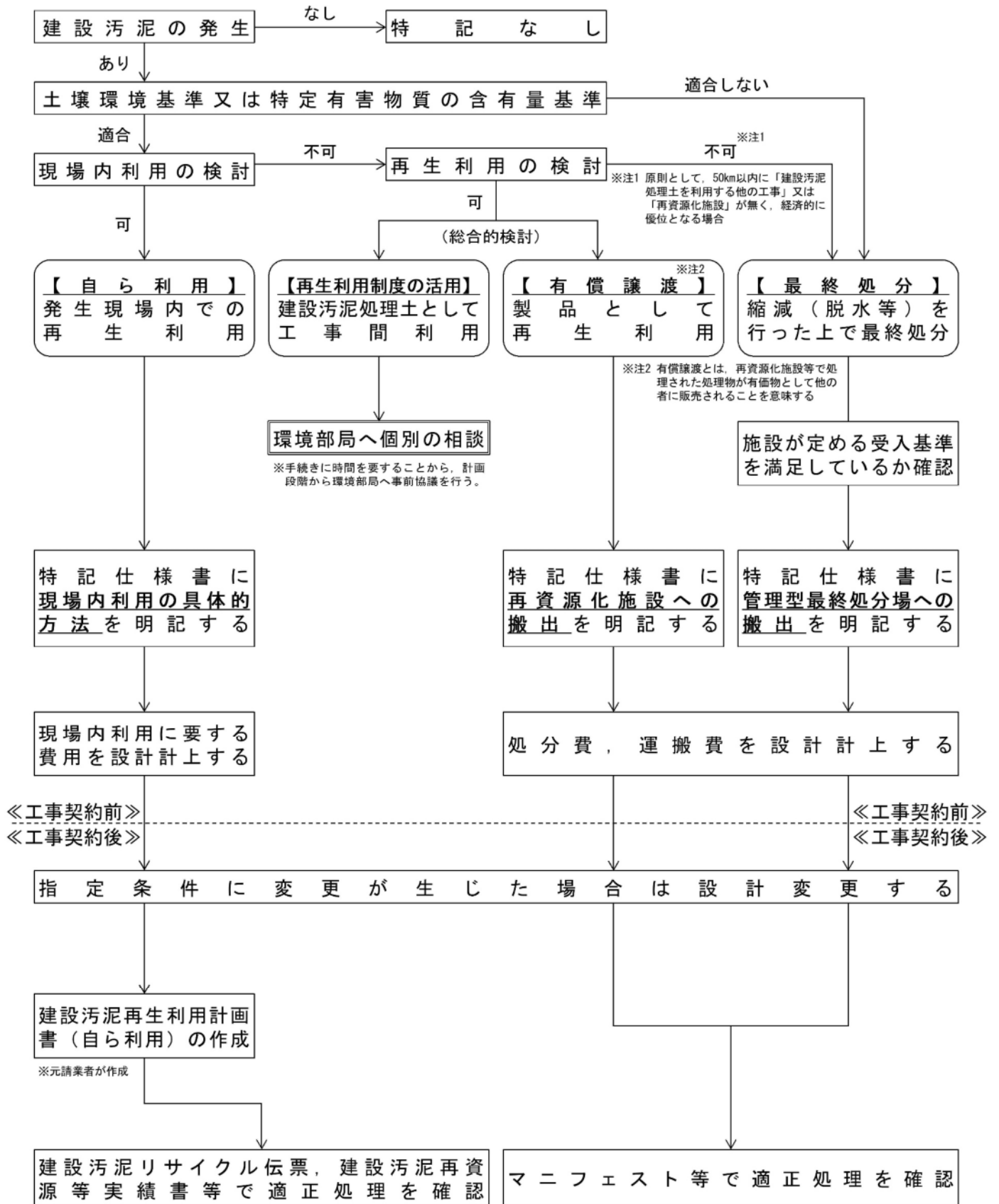
【 木くず 】



※1 パルプ用材として販売できるものは、パルプ工場への持ち込みを検討すること。
 2 移動式破砕機械の活用に伴い、嵩の縮小を図ることにより、運搬費、処分費の縮減が図れる場合があるので検討すること。

公共工事における再生資源活用のフロー (5/7)

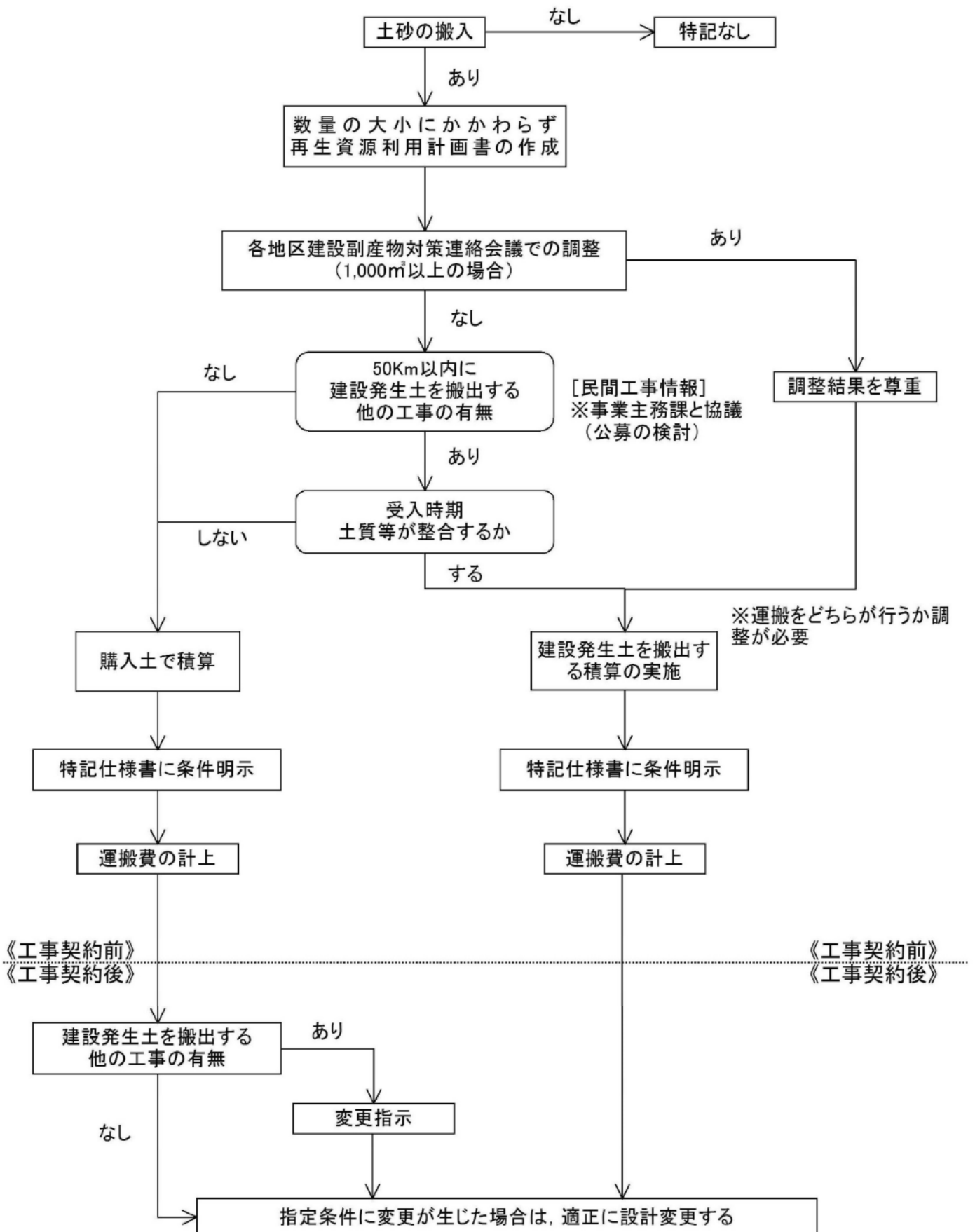
【 建設汚泥 】



※元請業者が作成（元請業者が他者に中間処理や収集運搬を委託する場合）

公共工事における再生資源活用のフロー (6/7)

【 建設発生土 (搬入) 】



公共工事における再生資源活用のフロー (7/7)

【 建設発生土（搬出） 】

